

長久手市骨髄移植ドナー助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク(以下「骨髄バンク」という。)が実施する骨髄バンク事業にドナー登録を行い、骨髄又は末梢血幹細胞(以下「骨髄等」という。)を提供した者(以下「ドナー」という。)及びドナーを雇用する事業所(以下「事業所」という。)に対し、長久手市骨髄移植ドナー助成金(以下「助成金」という。)を交付することにより、骨髄等の移植の推進及びドナー登録者数の増加を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成金交付の対象となる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 骨髄等の提供時において、長久手市内に住所を有するドナー(以下「交付対象ドナー」という。)
 - (2) 交付対象ドナー(個人事業主を除く。)が骨髄等を提供するため最初に通院した日から当該提供を完了した日までの間、当該交付対象ドナーを引き続き雇用していた国内の事業所(以下「交付対象事業所」という。)ただし、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び公立大学法人を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、他の法令等により骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けている者は対象としない。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 交付対象ドナーに対する助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院又は入院に要した日数に2万円を乗じて得た額とする。ただし、1回の骨髄等の提供につき、14万円を限度とする。

ア 健康診断のための通院日数

イ 自己血採血のための通院日数

ウ 骨髄等の採取のための通院・入院日数

エ アからウまでに掲げるもののほか、骨髄等の提供に関し、骨髄バンク

又は医療機関が必要と認める通院等日数。ただし、骨髄等の再手術又はこれに関連した医療処置によって生じた健康障害に係る通院等は除く。

- (2) 交付対象事業所に対する助成金の額は、交付対象ドナーが骨髄等の提供を行うため休業した日数に1万円を乗じて得た額とする。ただし、1回の骨髄等の提供につき7万円を限度とする。

(助成金の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする交付対象ドナーは、長久手市骨髄移植ドナー助成金交付申請書兼請求書(ドナー用)(様式第1)に、次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日から起算して1年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類
(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする交付対象事業所は、長久手市骨髄移植ドナー助成金交付申請書兼請求書(事業所用)(様式第2)に、次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日から起算して1年以内に市長に提出しなければならない。ただし、第1号の書類は、ドナーが前項の交付申請を行った場合には添付を要しない。

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類
(2) 交付対象ドナーが骨髄等を提供するため最初に通院した日から当該提供を完了した日までの間、当該交付対象ドナーを引き続き雇用していたことを証することができる書類
(3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書が提出された場合は、速やかにその内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、長久手市骨髄移植ドナー助成金交付決定通知書(様式第3)により申請したものに通知するものとする。

2 市長は、助成金の不交付を決定したときは、長久手市骨髄移植ドナー助成金不交付決定通知書(様式第4)により申請したものに通知するものとする。

(交付)

第6条 市長は前条に規定する交付決定をした後、速やかに助成金を交付する

ものとする。

(助成金の返還等)

第7条 市長は、申請したものが偽りその他不正な行為により助成金の交付を受け、又は受けようとする事が明らかであると認められるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1（第 4 条関係）

長久手市骨髓移植ドナー助成金交付申請書兼請求書（ドナー用）

年 月 日

長久手市長 殿

申請者 住 所 〒.....

長久手市.....

氏 名

生年月日年 月 日.....

電話番号（ ）.....

長久手市骨髓移植ドナー助成金交付要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 助成申請額 20,000 円 × 日 = 円
(通院 日、入院 日、その他 日、合計 日)

2 骨髓等の提供日 年 月 日

3 助成金の振り込み先

振込金融機関名	支店名	預金 種別	口座番号	(ふりがな)
				口座名義人
銀行		普通		
信用金庫		・		
農協	支店	当座		

＊振込先は、申請者名義の口座を記入してください

【確認事項】 □にチェックを入れてください。

□ 私は、他の法令等により骨髓等の提供に係る助成金等の交付を受けていません。

【添付書類】

- (1) 骨髓バンクが発行する骨髓等の提供が完了したことを証する書類（提供日、通院及び入院の日数
が確認できるもの）
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 (第 4 条関係)

長久手市骨髓移植ドナー助成金交付申請書兼請求書 (事業所用)

年 月 日

長久手市長 殿

申請事業所 所在地 〒.....

.....

事業所名

代表者名印

電話番号 (.....) -

長久手市骨髓移植ドナー助成金交付要綱第 4 条第 2 項の規定に基づき、助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 助成申請額 10,000 円 × 日 = 円
(通院 日、入院 日、その他 日、合計 日)

2 骨髓対象ドナー

(1) 氏名

(2) 住所

3 骨髓等の提供日 年 月 日

4 助成金の振り込み先

振込金融機関名	支店名	預金 種別	口座番号	(ふりがな)
				口座名義人
銀行		普通		
信用金庫		・		
農協	支店	当座		

【確認事項】 □ にチェックを入れてください。

□ 当該事業所は、他の法令等により骨髓等の提供に係る助成金等の交付を受けていません。

【添付書類】

- 骨髓バンクが発行する骨髓等の提供が完了したことを証する書類 (提供日、通院及び入院の日数が確認できるもの)
- ドナーとの雇用関係が確認できる書類
- その他市長が必要と認める書類

※(1)はドナーが自身の助成金交付申請を既に行っている場合は不要

様式第 3（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

長久手市長 印

長久手市骨髓移植ドナー助成金交付決定通知書

年 月 日付けで提出のありました長久手市骨髓移植ドナー助成金交付申請
について、下記のとおり決定しましたので、長久手市骨髓移植ドナー助成金交付要綱第 5 条
第 1 項の規定により通知します。

記

助成金交付決定額 円

様式第 4（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

長久手市長

印

長久手市骨髓移植ドナー助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで提出のありました長久手市骨髓移植ドナー助成金交付申請
について、下記の理由により不交付の決定をしましたので、長久手市骨髓移植ドナー助成金
交付要綱第 5 条第 2 項の規定により通知します。

記

不交付とした理由